

意見書案第5号

待機児童の解消を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成30年3月13日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者 川崎市議会議員 市古映美

〃 石田和子

〃 佐野仁昭

〃 山田益男

〃 岩隈千尋

〃 堀添健

待機児童の解消を求める意見書

保育所等を利用する児童数は、昨年4月1日時点で約255万人に達したものの、待機児童数は前年を約2,500人上回り、2万6千人を超え、また、放課後児童クラブの待機児童数も約1万7千人程度で高止まりしている。

国は、全ての子どもが安心して育つことのできる社会の実現のため、十分な財源を確保し、保育施設等の拡充により子どもの健やかな育ちの場を確保するとともに、その担い手が安心して就労を継続できる環境を整備するなど、待機児童の解消に向けた施策を推進すべきである。

よって、国におかれては、子どもには適切な保育と教育を受ける権利があることから、待機児童の解消のため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 待機児童の解消及び地域における子ども・子育て支援の拡充のため、十分な予算を確保し、子ども・子育て支援新制度を円滑に進めること。
- 2 子どもの命を預かり、人格形成に重要な時期に適切な対応ができる保育・教育人材を確保するため、保育士・幼稚園教諭等の賃金を適正な額に引き上げ、また、保育士等のワーク・ライフ・バランスの実現等の処遇改善を行い、潜在保育士の現場復帰を促すこと。
- 3 保育所等の受入先整備については、子どもの安全と良質な保育・教育環境が確保されるよう努めること。
- 4 保育・教育の質にばらつき・格差が生じないように、ガイドラインを策定し、遵守を徹底させること。
- 5 夜間保育、病児・病後児保育、障害児保育など多様な保育の提供が一層図られるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
財務大臣
厚生労働大臣
少子化対策担当大臣